

京都市衛生環境研究所
健康危機対応計画（感染症編）
（案）

令和6年 月

目次

1	はじめに	5
(1)	健康危機対処計画の策定に当たって	5
2	計画の概要	6
(1)	健康危機対処計画の位置付けなど	6
ア	健康危機対処計画作成の背景・目的について	6
イ	健康危機対処計画の位置付けについて	6
ウ	健康危機対処計画に関する法令・指針など	7
(2)	健康危機対処計画の見直し等について	7
3	平時における準備	8
(1)	感染症危機を想定した衛生環境研究所における体制づくり	8
ア	感染症危機発生時における所長の役割	9
イ	危機管理体制への移行	9
(ア)	感染症危機発生時の危機管理体制	9
(イ)	感染症危機発生時における所長の役割	10
(ウ)	対外対応	10
(エ)	衛生環境研究所における危機管理体制の構築	10
(オ)	所長代理	10
(2)	関係機関との連携	11
ア	関係機関との連携及び地方衛生研究所間の連携	11
イ	京都府保健環境研究所との連携	12
ウ	国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携	12
エ	民間検査機関等との連携	12
(3)	人材の確保、育成	12
ア	人員の確保	12
(ア)	平時における研究所職員の計画的な人員配置	12
(イ)	感染症危機発生時、検査技術職員が対応困難な場合の対応	12
イ	人材の育成	13
(ア)	平時における研究所職員の計画的な人材育成	13
(イ)	実践型訓練の実施	13
(ウ)	国立試験研究機関等の研修への参加	14
(4)	検査実施体制の確保等	14
ア	検査実施体制	14
イ	検査マニュアル等の整備	15
ウ	検査機器等の整備	15
エ	検査試薬等の備蓄	16

(ア)	試験試薬等	17
(イ)	検査資材等	17
(ウ)	防護服・消毒薬等	18
オ	検体搬送の整備	18
(5)	情報の収集と提供	18
ア	感染症サーベイランス	18
(ア)	国の感染症サーベイランスシステム (NESID) を活用したサーベイランス	18
(イ)	ゲノムサーベイランス	19
イ	リスクコミュニケーション	19
(6)	調査研究の推進	19
ア	京都大学医学部附属病院との協定に基づく共同研究	19
イ	地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究	19
ウ	疫学研究	20
4	発生段階に応じた取組、体制	21
(1)	発生段階における衛生環境研究所の役割	21
(2)	発生段階に対する評価と体制	21
ア	海外や国内で新たな感染症が発生した時	21
(ア)	衛生環境研究所の運営に関する事項	22
(イ)	関係機関との連携・協議に関する事項	22
(ウ)	感染症対応に関する事項	23
(エ)	業務継続に関する事項	24
イ	流行初期（発生の公表から1か月間）	24
(ア)	衛生環境研究所の運営に関する事項	24
(イ)	関係機関との連携・協議に関する事項	24
(ウ)	感染症対応に関する事項	24
(エ)	業務継続に関する事項	25
ウ	流行初期以降	26
(ア)	衛生環境研究所の運営に関する事項	26
(イ)	関係機関との連携・協議に関する事項	26
(ウ)	感染症対応に関する事項	26
(エ)	検査結果の報告	27
(オ)	業務継続に関する事項	27
エ	感染が収まった時期	27
(ア)	衛生環境研究所の運営に関する事項	28
(イ)	関係機関との連携・協議に関する事項	28

(ウ)	感染症対応に関する事項	28
(エ)	業務継続に関する事項	28
5	感染防御策、業務継続計画の作成	29
(1)	感染防御策について（感染症及びその予防策に関する周知・徹底）	29
ア	感染症の基礎情報、最新情報	29
イ	所内における感染予防策	29
ウ	職員の健康状態の確認	29
エ	ワクチンの接種に関する情報	29
(2)	業務継続計画の作成	30
ア	衛生環境研究所が受ける被害の想定	30
(ア)	職員への影響やその他要因の予想	30
(イ)	感染症業務に従事する職員等の想定	30
(ウ)	感染症以外業務の想定	30
イ	業務継続計画の周知・徹底	34
(ア)	業務継続計画の周知・徹底	34
(イ)	関係機関との連絡調整	34
(ウ)	検査の信頼性確保に向けた取組	35
6	感染症危機発生後の対応	36

1 はじめに

(1) 健康危機対処計画の策定に当たって

地方衛生研究所は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）（以下「地域保健法に基づく基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として位置づけられており、また、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成 9 年 3 月 14 日付け厚生省発健政第 26 号厚生事務次官通知）において、地方衛生研究所設置要綱の全部改正が示され、かねてより京都市衛生環境研究所（以下「当研究所」という。）においても、感染症及び食中毒等の健康危機事案や、公害対策等公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係各機関等との連携の下、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行ってきたところである。

今般、国は新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」及び「地域保健法」を改正し、保健所を設置する地方公共団体（以下「保健所設置自治体」という。）は、地域保健対策に関する法律に基づく調査研究及び試験検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、地方衛生研究所の体制整備を含めた必要な体制の整備、他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講ずるものとされた。（令和 4 年 4 月 1 日施行）

これらを受け、地域保健法に基づく基本指針も改正され、地域保健に関する調査研究及び試験検査等についての基本的な考え方や、これらの業務を実施するための体制整備のあり方及びこれらの業務の主たる役割を担う地方衛生研究所の機能強化のあり方などが示された。（令和 5 年 4 月 1 日適用）

また、これらを踏まえ、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」（令和 5 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 10 号厚生労働省健康局長通知）において、地方衛生研究所の体制整備・連携確保のあり方や運営に係る留意事項等が示された。

さらに、「国立健康危機管理研究機構法」（令和 5 年法律第 46 号）及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 47 号）により、地域保健法第 26 条に規定する地域における専門的な調査研究及び試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義づけたうえで、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国の検査・サーベイランス体制の強化や地方衛生研究所等の職員の資質向上等を図るため、機構の業務とし

て、国際的な知見及び全国的な感染状況等の提供並びに地方衛生研究所等の職員に対する検査技術の向上を図るための研修や技術支援等を行うこととするとともに、地方衛生研究所等に対し、機構が実施する検査結果や感染情報などの情報収集への協力義務や、機構が実施する研修等を職員に受講させる努力義務を課すこととされたところである。

このような経過から、保健所設置自治体等においては、地方衛生研究所の機能強化が図られるよう必要な体制整備等が求められている。

当研究所においても、こうした国の動向や新型コロナウイルス対応での課題等を踏まえ、機能等が十分に発揮できるよう所内の体制整備等に努めるものである。

2 計画の概要

(1) 健康危機対処計画の位置付けなど

ア 健康危機対処計画作成の背景・目的について

地域保健法に基づく基本指針において、「地方衛生研究所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされた。また、健康危機対処計画策定に当たって盛り込むべき事項や留意点等について、令和5年3月に健康危機対処計画策定ガイドラインが示された。

これらを踏まえ、当研究所においては、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を振り返り、この先の感染症危機発生時に、速やかに感染症危機管理体制に移行できるよう、健康危機対処計画（感染症）（以下「本計画」という。）を策定することとした。

また、本計画については、平時から感染症危機発生時に備え、計画に記載した事項を着実に実施することが重要であり、計画的に人員体制を整え、施設・設備の整備等のための予算を確保することが必要であることから、本庁との協議の場を確保するなど、人員と予算が担保されるよう調整に努める。

イ 健康危機対処計画の位置付けについて

本計画については、感染症法に基づく京都府感染症予防計画（以下「予防計画」という。）で定めた数値目標を担保するため、検査の実施体制及び検査能力の確保が必要である。

このため、平時における感染症危機対応に対する取組を進めるとともに、各機関等との連携等を図り、感染症危機が発生した際に円滑かつ迅速に対応できるよう本計画を策定する。

ウ 健康危機対応計画に関する法令・指針など

本計画は、関係する法令や指針などの内容を踏まえ策定するとともに、当該法令等が改正された際は、本計画の見直しについて所内で検討する。

- ・ 地域保健法（地域保健対策の推進に関する基本的な指針）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 京都市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 京都市感染症健康危機管理実施要綱
- ・ 一類感染症及び新感染症と疑われる患者が発生したときの情報収集及び提供に関する要綱
- ・ 京都市感染症発生動向調査事業実施要綱 など

(2) 健康危機対応計画の見直し等について

本計画については、平時からの体制整備や感染症危機対応を踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとする

なお、今回策定した計画は、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を踏まえ感染症危機対応について定めたものであるが、医薬品や食中毒などの感染症以外の健康危機対応にも通じるものであることから、今後、感染症以外の健康危機への備えについても、有事の際の体制や施設・設備の整備、物品の備蓄確認等の必要な対応を行うこととし、感染症以外の計画の策定についても、順次、検討を行う。

3 平時における準備

次の感染症危機において、当研究所は、民間検査体制が十分に整うまでの間、国立試験研究機関*等との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症危機に関する知見の収集、必要な検査を実施する。

※国立感染症研究所、国立保健医療科学院、日本医療研究開発機構等

また、国立試験研究機関等への地域の状況等の情報提供、本庁等への情報提供、感染症サーベイランスについて、分析、情報提供を行う。

感染症危機発生時における当研究所の主な役割は、①検査、②サーベイランス、③情報提供である。

① 検査

迅速に検査体制を構築し、必要な検査を実施する。(感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1か月間以内に予防計画で定めた検査能力(250検体/日)を確保するため、必要な人員及び検査機器等(PCR等)の整備を行う。)

② サーベイランス

感染症サーベイランスシステム(NESID)や国立感染症研究所のゲノムサーベイランスシステム等により情報収集を速やかに行い、感染症発生動向を的確に把握し、分析を行う。

③ 情報提供

サーベイランス等で得られた情報を収集・分析し、本庁等に情報を提供するとともに、ホームページ等を通じて医療関係者や市民等に情報提供を行う。

当研究所において、これらの役割を果たせるよう、新型コロナウイルス感染症の対応により生じた課題や予防計画で定めた数値目標等を踏まえ、感染症危機発生時における当研究所内において平時から計画的に人員配置の編成を含めた体制整備や人材育成、関係機関の連携強化等を図る。

(1) 感染症危機を想定した衛生環境研究所における体制づくり

次の感染症危機に備え、当研究所における体制や指揮命令系統の構築を検討しておくことが重要である。

従って、本計画では、あらかじめ感染症危機発生時における衛生環境研究所長(以下「所長」という。)等の役割を定めるとともに感染症危機に対応するため、当研究所の危機管理体制の構築や関係機関との連携を明確にする。

なお、感染症危機発生時における当研究所の体制構築について、業務や担当ごとに分担し、各自の役割を明確にする。

ア 感染症危機発生時における所長の役割

- ・ 国立試験研究機関等や本庁等、保健所感染症対策本部会議等（以下「対策本部会議等」という。）への参画及び所長レベルで調整が必要な事項の対応
- ・ 京都府保健環境研究所長との対応方針等に係る協議（随時）
- ・ 当研究所としての対応方針決定（京都市衛生環境研究所健康危機管理委員会（以下「健康危機管理委員会」という。）委員の招集）
- ・ 当研究所の応援体制を含む緊急体制の構築
- ・ 感染症危機に関する対策本部への参加
- ・ 国立試験研究機関等や本庁等、大学（病院や民間検査機関等を含む。）の関係機関の長と連携体制の構築 など

イ 危機管理体制への移行

感染症危機発生時において、所長直轄とする危機管理体制へ速やかに移行できるように、当研究所の危機管理体制を整備する。

(ア) 感染症危機発生時の危機管理体制

感染症危機が発生し、又は発生するおそれのある場合、初動段階から必要な危機管理体制を構築する。

- a 全体の統括を担う管理班（微生物部門以外の職員は一旦、管理班に編成。）と検査を担う検査班を編成し、所長直轄の危機管理体制とする。
- b 感染症危機に関する情報を受けた職員は、正確に情報を把握するとともに、直ちに直属の担当課長に報告する。担当課長は直ちに所長へ報告する。
- c 所長に集約された情報について、当該事案に関する事項は、管理課が窓口となり、対応を行う。その際、微生物部門にも情報提供を行い、検査体制の準備等に備える。
- d 当該事案に関する事項は、管理課が中心となり、所長に報告を行う。
- e 所長は、感染症危機発生状況に応じて、必要な職員に対し、指示や健康危機管理委員会の召集等を行う。

また、感染症危機発生時は、勤務時間外（夜間、休日）においても対応が想定されるため、必要な緊急連絡網を整備し、速やかに緊急体制の構築を図る。

■ 関係機関連絡先一覧

名称	電話	F A X	アドレス
医療衛生企画課 感染症対策担当	075-746-7200	075-251-7233	—
国立感染症研究所 戸山庁舎・感染症疫 学センター第四室 村山庁舎	03-5285-1111 042-561-0771	03-5285-1150 042-565-3315	—
厚生労働省 感染症対策課	03-5253-1111 (代表)	03-3581-6251	—
京都府保健環境研究所 細菌・ウイルス課 企画連携課	075-621-4069 075-621-4067	075-612-3357 "	hokanken-kikaku@pref.kyoto.lg.jp "

(イ) 感染症危機発生時における所長の役割

所長は、感染症対応における科学的かつ技術的に中核となる機関の長であり、平時から感染症対策に関する科学的な助言や提言を行うとともに、感染症危機発生時に当研究所の対応方針の決定等を行う。

(ウ) 対外対応

所長は、構成員となっている対策本部会議等や地方衛生研究所の会議等に積極的に参画する。

(エ) 衛生環境研究所における危機管理体制の構築

所長は、健康危機管理委員会の召集等を行い、危機管理体制である班体制への切替えを行うとともに、発生段階に応じた職員配置等の指示を行う。

感染症危機対応に当たっては当研究所内全体で対応を行うことを想定し、平時から連携を図り、当研究所での人員配置を行い、検査を円滑に実施できるよう体制図のとおり体制整備を行う。

(オ) 所長代理

感染症危機発生時において、所長が不在である場合等、微生物部門の担当課長が感染症危機管理責任者として所長を代理する。

強化する。

イ 京都府保健環境研究所との連携

京都府保健環境研究所とは新型コロナウイルス感染症発生時の経験を生かし、感染症危機発生時における適切かつ迅速な検査を行うための連携強化、検査を効率的に実施するために必要な機器や試薬などの協力体制の構築、実践型訓練の共同実施など、感染症危機事案に対応できるよう連携していく。

ウ 国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携

当研究所は、国立試験研究機関等による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発の業務について情報収集や相互に技術協力するとともに、第三者機関が実施する外部精度管理調査に参加し、当研究所検査業務の質の向上に努める。

エ 民間検査機関等との連携

感染症危機の発生時において、民間検査機関が当該感染症に係る検査方法を確立するに当たり、当研究所のこれまでの検査業務に係るノウハウを踏まえ助言等を行う。

(3) 人材の確保、育成

ア 人員の確保

(7) 平時における研究所職員の計画的な人員配置

検査実施体制の人員（予防計画で定めた検査の体制整備における数値目標を踏まえた検査人員）を確保するため、計画的な職員配置に当たり、以下の取組を実施する。

- a 予防計画で定めた検査数値目標を踏まえた必要な人員体制（検査技術職員及び応援職員、情報収集・解析を行う人材等）について検討を行う。
- b 必要な人員配置に当たっては、応援職員を含めた人材育成も重要であり、当研究所において、定期的に感染症検査に係る研修を実施する。
- c 実践型訓練を実施し、感染症危機発生時に円滑かつ迅速に対応できるよう危機管理体制を構築しておく。

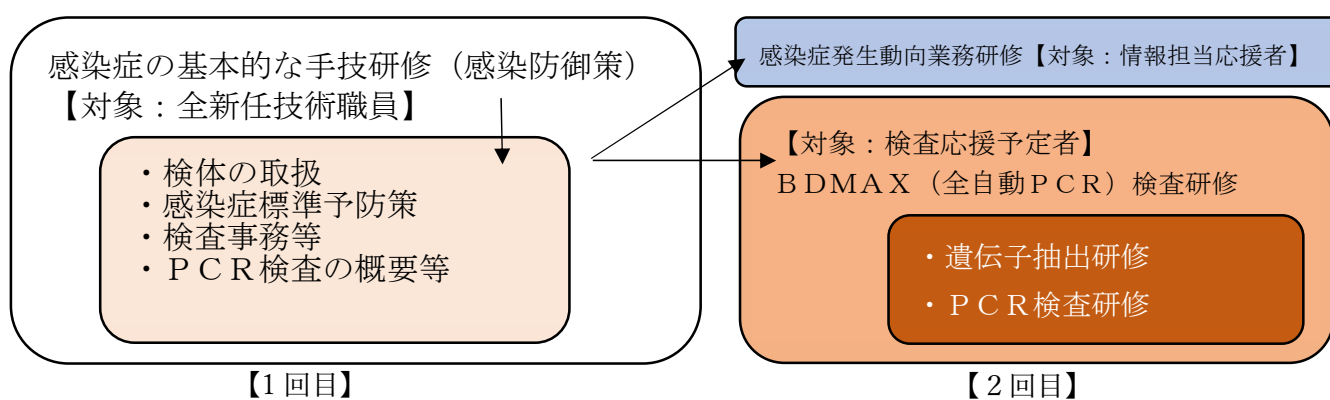
(4) 感染症危機発生時、検査技術職員が対応困難な場合の対応

感染症危機発生時、状況に応じ、当研究所において健康危機管理委員会を設置する。また、所長は本計画で定める班編成による危機管理体制

制を速やかに構築するとともに、検査の実施主体である微生物部門において検査人員が不足した場合、管理班から応援職員を円滑に派遣する。

なお、微生物部門の担当課長は感染症危機発生時、速やかに予防計画で定めた検査の数値目標を達成する検査体制に移行できるよう、平時において微生物部門以外の当研究所内技術職員に対し、計画的な研修を実施し、応援可能な人材を育成する。

【応援者育成のイメージ】※当研究所配属後



※ 2回目以降は、訓練のため必要に応じて2回目と同内容の研修を適宜受講する。

イ 人材の育成

(7) 平時における研究所職員の計画的な人材育成

新たな感染症危機の発生に備えるために、必要な人員体制に加え、検査を遂行するため、計画的に職員の人材育成を行うことが重要である。

このため、試験検査、調査研究等の核となる技術職員に適切な研修を受講させるなど計画的に育成を行うほか、関係機関との調整対応を行う事務職員も含め平時から訓練を行う。

(4) 実践型訓練の実施

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、次の感染症危機を想定し、平時から円滑に危機管理体制に移行できるようシナリオに基づく実践型訓練を年1回以上実施する。

実践型訓練については、第一報から検体搬入、検査実施、検査結果通知書の作成、検査結果連絡等の一連の流れに沿って訓練を実施する。

なお、地方衛生研究所全国協議会近畿支部疫学情報部会が毎年主催する模擬訓練についても、実践型訓練と位置付け参加する。

(ウ) 国立試験研究機関等の研修への参加

国立試験研究機関等では、検査診断技術及び知識の習得等を目的とした様々な研修を実施していることから、職員を計画的に参画させるとともに、研修を受講した職員は、部門内でその技術を継承できるよう配慮し、当研究所における検査体制の機能強化を継続的に図っていく。

なお、職員の研修受講歴を適切に把握し、効率的に研修を受講できるよう配慮する。

(4) 検査実施体制の確保等

感染症危機の発生に備えて、平時から検査マニュアル及び検査機器等の整備、検査試薬等の備蓄等の整備を行う。

ア 検査実施体制

予防計画の考え方を踏まえ、流行初期（感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1か月間）については、国立感染症研究所との連携等により、迅速に検査体制を構築する。

また、流行初期以降については、流行初期で立ち上げた検査体制を維持しつつ、ゲノム検査を実施し、変異株の検索に努めるとともに、地域の変異株の検出状況を把握するなどサーベイランス機能を強化し、本庁等関係機関への情報提供を行う。

■ 次の感染症危機における検査の実施能力

新型コロナウイルス感染症対応における検査（PCR検査等）の最大実施可能件数	500件／日
次の感染症危機に備えた流行初期以降における検査（PCR検査等）の実施能力	250件／日

■ 予防計画で定めた数値目標を達成する検査能力について

○ 予防計画で定めた数値目標

- ・ 検査の実施能力（実施件数）：250件／日
- ・ 検査機器の数：6台

○当研究所におけるPCR検査能力（検査件数）及び検査機器の台数

検査機器の種類と台数	検査検体数 ／回	検査回数 ／日	検査件数	備考
PCR (4台)	22検体	6回	132件	4台を順に稼働させるため
BDマックス※(2台)	22検体	6回	132件	2台を各3回稼働
合計 (6台)	44検体	12回	264件	

上記は、当研究所において検査を開始する時間（午前8時30分）に検体が搬入されていることを想定

※全自動核酸抽出増幅検査システム

■PCR検査に必要な1日当たりの人員

検査人員	作業内容		検査に必要な人員
	遺伝子抽出等	PCR等	
微生物部門の職員	5名	4名	9名
応援職員	6名	6名	12名
合計	11名	10名	21名

■ゲノム解析検査に必要な人員

検査人員	ゲノム解析
微生物部門の職員	2名～3名

ゲノム解析については、高度な検査のため微生物部門の職員のみ

イ 検査マニュアル等の整備

現在、感染症における検査は、「京都市衛生環境研究所病原体等検査業務管理要領」に基づく手順により、検体採取や検査実施、結果報告、精度管理を実施している。

次の感染症危機への対応に当たっては、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、既存の要領を適切に改正し、最新の状態に保つとともに、検査手順を整備することにより、全検査員の検査技術を均質化するものとする。

ウ 検査機器等の整備

次の感染症危機における検査に必要な検査機器等を整備し、常に良好な状態にしておく必要がある。

また、計画的な検査機器のメンテナンスや老朽機器の更新等の実施も必要であることから、配備検査機器等について適切な管理を行うとともに、本庁と調整しながら必要な予算を確保し、整備、維持を図る。

■「当研究所における検査機器」

機器の種類	商品名	メーカー	購入年月日
核酸抽出装置	QIAcube ConnectSystem	キアゲン社	2022. 9. 7
〃	QIAcube ConnectSystem	キアゲン社	2022. 9. 7
〃	QIAcube PREMIUM	キアゲン社	2010. 1. 28
〃	QIAcube PREMIUM	キアゲン社	2009. 3. 17
〃	QIAcube ConnectSystem	キアゲン社	2021. 3. 31
リアルタイムPCR	QuantStudio5	サーモフィッシャー	2022. 8. 29
〃	QuantStudio5	サーモフィッシャー	2022. 8. 29
〃	QuantStudio5	サーモフィッシャー	2020. 3. 31
〃	Thermal Cycler Dice	タカラ株式会社	2020. 3. 18
サーマルサイクラー	TP-600	タカラ株式会社	2003. 9. 18
〃	TP-600	タカラ株式会社	2009. 1. 23
〃	TP-600	タカラ株式会社	2012. 11. 14
〃	TP-600	タカラ株式会社	不詳
全自動PCR	BDマックス	BD社	2020. 9. 4
〃	BDマックス	BD社	2020. 9. 4
次世代シーケンサー	MinION Mk1C	ナノポア社	2021. 10. 22

エ 検査試薬等の備蓄

次の感染症危機における感染症検査が全国規模で増加し、必要な物品の購入が困難になる場合もあることを想定し、平時から必要な物品（試薬、消毒薬等衛生用品、感染防護具（以下「PPE」という。））、消耗品など）について計画的な備蓄を行う。

なお、備蓄に当たっては、使用期限に留意し、計画的なローリングストックに努めるとともに、必要物品の入手ルートについて複数ルートをあらかじめ確保しておく。

■当研究所における備蓄管理

(ア) 検査試薬等

物品名	数量
【試薬】	
QIAamp Viral RNA Mini QIAcube Kit (ウイルス RNA 抽出試薬)	250 検体分/箱×30 箱 (250 検体/日×30 日=7500 検体分)
QuantiTect Proeve RT-PCR kit (リアルタイムPCR試薬)	200 検体分/箱×38 箱 ※2 穴/検体なら、100 検体/箱×75 箱

(イ) 検査資材等

物品名	数量
ナルゲンチューブ (2 ml)	500 本/箱×50 箱 (3 本/検体×7500 検体=22500 本)
チップ (1000 μ l)	96 本/セット×10/箱×5 箱 (PCRプレート枚数+ α)
チップ (200 μ l)	96 本/セット×10/箱×10 箱 (検体数+ α)
チップ (100 μ l)	96 本/セット×10/箱×10 箱 (検体数+ α)
チップ (10 μ l)	96 本/セット×10/箱×20 箱 (検体数×2+ α)
PCRプレート	10 枚/箱×45 箱 (15 枚/日×30 日=450 枚)
プレートカバー	100 枚/箱×5 箱
7ml アシストチューブ	500 本/箱×15 箱 (1 本/検体×7500 検体=7500 本)
1.5ml チューブ	250 本/箱×2 箱 (15 本/日×30 日=450 本)

(ウ) 防護服・消毒薬等

物品名	数量
マスク	50枚/箱×20箱 (30枚/日×30日=900枚)
N95マスク	10枚/箱×6箱 (2枚/日×30日=60枚)
ニトリル手袋(ショート)Sサイズ	100枚/箱×30箱 (100枚/日×30日=3000枚)
ニトリル手袋(ショート)Mサイズ	100枚/箱×30箱 (100枚/日×30日=3000枚)
ニトリル手袋(ショート)Lサイズ	100枚/箱×30箱 (100枚/日×30日=3000枚)
ニトリル手袋(ロング)Sサイズ	100枚/箱×10箱 (30枚/日×30日=900枚)
ニトリル手袋(ロング)Mサイズ	100枚/箱×10箱 (30枚/日×30日=900枚)
ニトリル手袋(ロング)Lサイズ	100枚/箱×10箱 (30枚/日×30日=900枚)
アームカバー	50枚×20袋/箱 (10枚/日×30日=300枚)
ガウン	15枚/箱×20箱 (10枚/日×30日=300枚)
消毒用エタノール	500ml×20本/箱×3箱 (2本/日×30日=60本)

オ 検体搬送の整備

平時から感染症危機発生時の検体搬送の仕組みづくり及び検体情報(個人情報)の管理について、本庁と協議し、運用方法について整備しておく。

(5) 情報の収集と提供

平時から他の地方衛生研究所、国立試験研究機関、本庁等の関係機関と連携し、情報ネットワーク体制を構築するとともに、感染症危機への対応に必要な情報の収集及び提供を図る。

ア 感染症サーベイランス

(7) 感染症サーベイランスシステム(NESID)を活用したサーベイランス

現在実施している感染症サーベイランスシステム（NESID）を活用した感染症発生動向調査（サーベイランス）事業について、微生物部門全員で対応するとともに、委託業者とも平時から緊密に連携し、緊急時に適切に対応できるよう検討しておく。

(イ) ゲノムサーベイランス

感染症危機を引き起こす新たな感染症について、病原体の遺伝子情報の提供が求められることが想定されることから、平時からゲノム解析とその評価を行うことができる人材を育成し、必要な人材を安定的に確保していく。

イ リスクコミュニケーション

感染症サーベイランス等で収集した感染症情報等については、市民が感染症に関する正しい知識を周知するため、当研究所のホームページやこどもの感染症ポスター、出前トーク等を活用し、タイムリーに分かりやすく発信していく。

(6) 調査研究の推進

感染症に関する調査研究は、感染症危機に係る原因となる病原体の検査、効果的な感染予防策、効率的な検査手技の開発等につながることを期待されており、調査研究活動を通じた新たな知見の収集や、研究結果の公表によりエビデンスを蓄積・共有することが重要である。

また、研究活動を通して、技術の取得・向上、人材育成にもつながることから、当研究所においては、平時から研究体制を整え、推進していく。

ア 京都大学医学部附属病院との協定に基づく共同研究

協定^{*}に基づく新たな検査法の確立、ワクチン開発、創薬等を目的とした京都大学医学部附属病院（以下「京都大学」という。）との共同研究「地域サーベイランスに基づく高精度な感染症疫学研究基盤の構築と新規感染症モダリティの開発」に積極的に取り組むことにより、最新のウイルス検査等の知識を得るとともに検査技術の研鑽を行う。

※本市と京都大学で締結した、「公衆衛生上重大な問題となる感染症の感染拡大防止に向けた連携・協力に関する協定」

イ 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究

地方衛生研究所等のネットワークや国立試験研究機関等と連携し、感染症危機の原因究明に係る試験、検査の精度を高めるための調査研究を積極的に実施することにより、検査技術職員の人材育成にもつなげてい

く。

ウ 疫学研究

感染症発生動向調査（サーベイランス）等を通じた疫学的解析について、国等の機関が実施する研究等に参加し、次の感染症危機発生の際に活用できるよう取り組む。

その他、集団発生事例等におけるデータ解析を行い、感染拡大防止対策提供ができるようシステムを構築する。

4 発生段階に応じた取組、体制

感染症の対応に当たっては、発生段階に応じた適切な体制整備や対応が必要である。

当研究所では、予防計画で定めた数値目標や本計画で定めた体制等に基づき、取組を計画的に行う必要がある。

(1) 発生段階における衛生環境研究所の役割

本計画では、

- ア 海外や国内で新たな感染症が発生した時（海外・国内発生期）
- イ 流行初期（発生公表から 1 か月間）
- ウ 流行初期以降
- エ 感染が収まった時期

の4つの段階を設定し、それぞれの対応を定める。また、各発生段階において、当研究所は以下の役割を担う。

発生段階	衛生環境研究所の主な役割
海外や国内で新たな感染症が発生した時	<ul style="list-style-type: none">・情報把握に努め、危機管理体制へシフト・国内外の感染状況や病原体情報を収集し、関係機関との共有
流行初期（発生公表から 1 か月間）	<ul style="list-style-type: none">・国立感染症研究所と連携し、迅速に検査体制を構築（予防計画で定めた検査目標数、検査設備を整備）・国立感染症研究所と連携し、迅速な検査体制の構築のため、新たな検査方法への対応
流行初期以降	<ul style="list-style-type: none">・検査体制の維持及びゲノム解析体制の強化・サーベイランス機能を強化し、地域の変異株の情報収集・分析及び関係機関等への情報提供
感染が収まった時期	<ul style="list-style-type: none">・感染の再拡大、変異株の出現等の早期探知ため、感染症発生動向の情報収集、解析を継続・次の感染症危機に備えるため、これまでの対策の評価・試薬等の調達（備蓄の確保）

(2) 発生段階に対する評価と体制

ア 海外や国内で新たな感染症が発生した時

- ・ 感染症に関する情報把握に努め、危機管理体制にシフトする。
- ・ 迅速に検査体制等を構築するための検体搬送方法を含めた準備を進める。

- ・ 国内外の感染状況や病原体情報を収集し、関係機関と共有する。

(7) 衛生環境研究所の運営に関する事項

感染症法に基づく厚生労働大臣の新型インフルエンザ等感染症の発生の公表が行われた段階（流行初期の対応へ移行）で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき本庁の対策本部が設置された際等に、当研究所においても「京都市衛生環境研究所健康危機管理委員会」を設置する。

なお、これによらず、国から検査体制の立上げの要請等が都道府県にあった場合は、本庁の指示の下、速やかに検査体制を整備する。

海外・国内発生期には陽性者（病原体）が本市において発見（検出）されていない段階であることから、検査の実施について、より正確かつ慎重に挑む必要があるため、国や他の地方衛生研究所と協力し、情報収集及び共有を行い、検査実施体制を整える。

■感染症危機発生時における会議等の整理

京都市衛生環境研究所健康危機管理委員会	
設置及び開催基準	保健福祉局内に感染症に係る対策本部が設置されたとき、又は感染症危機発生時の状況に応じて、所長が開催すべきと判断したとき
構成課・員	委員長：所長 委員：管理課長並びに食品化学部門、微生物部門及び環境部門の担当課長、 管理課管理係長、微生物部門の担当係長 その他所長が指名する者
役割	感染症危機発生時において、当研究所における当該事案に係る対応方針等について検討を行う。

(4) 関係機関との連携・協議に関する事項

検体採取、検査依頼、搬送から検査結果判定、結果の報告までの流れや、本庁との連絡方法等について事前に定めた流れの再確認を行う。

また、疑似症患者等が発生した場合に備え、国立感染症研究所や本庁等の関係機関との連絡体制を確認し、国内初の疑似症患者等が発生したときなど必要な場合は、国立感染症研究所や本庁の指示を受けながら、あらかじめ決められた方法により、国立感染症研究所へ検体を送付する。

対策本部への参画等、関係機関、関係団体との情報共有や、本庁等と定期的に情報共有を行い、感染症危機発生時に向けた関係者間の認識の共有を図る。

(ウ) 感染症対応に関する事項

a 検査に関する事項

平時から準備した計画等を改めて確認し、感染症危機に対応できるよう検査体制を構築の準備を行う。

(a) 所内体制

本計画3(1)であらかじめ整理された当研究所内体制に基づき、管理班(庶務担当・物資担当・情報担当)と検査班の危機管理体制とし、検査とその他の業務を分担し、予防計画で定めた数値目標や本計画で定めた検査体制等を構築する。

(b) 検査試薬等

プライマー等のPCR検査に必要な検査試薬の情報に注視しつつ、試薬や資材について物資担当が備蓄状況を確認し、必要な数量を確保するとともに入手ルートを確認する。

(c) 検査実施

検査依頼件数の増加に備え、検体搬送ルート、検体・検体情報の受入手順、検査手順等の再確認を行う。

(d) 検査結果の報告

検査結果の報告手順、ルートの再確認を行う。

b 情報提供

(a) ホームページへの掲載

国内外の感染症の流行状況(地域別、年齢別等)、ウイルス等の病原体の情報、留意事項等をホームページに掲載する。

また、医療関係者及び市民への情報提供にあつては、事前に本庁との役割分担を確認しておく。

(b) 関係機関への情報提供

本庁と情報共有するとともに医療関係者等に感染症に関する最新の情報提供を適宜行う。

なお、情報発信については本庁と十分に協議のうえ行う。

(c) サーベイランスに関する事項

病原体サーベイランスについて、病原体定点等から提供された検体の平時の検査を継続する。本庁と感染症危機発生時における感染症発生動向調査手法を再確認し、必要に応じて実施方法の変

更を検討する。

(I) 業務継続に関する事項

業務継続計画（以下「BCP」という。）の再確認を行う。

イ 流行初期（発生の公表から1か月間）

- ・ 国立感染症研究所と連携して、迅速に検査体制を構築する。
（予防計画で定めた数値目標等の実施に向け、検査設備を整備）
- ・ 情報収集は本庁と連携して対応する。
- ・ 民間検査機関等から依頼があった場合は、技術指導等の支援を行う。

(7) 衛生環境研究所の運営に関する事項

対策本部会議等へ参加し、本部の方針に基づき対策を進める。

(4) 関係機関との連携・協議に関する事項

平時に構築した関係機関との連携体制の見直しと、情報共有を図る。
市内で疑似症患者等（想定されるのは濃厚接触者）が発生した場合には、本庁から速やかに患者情報の提供を受け、当研究所内の検査体制を確認のうえ、検査を実施する。この時点で、国立感染症研究所からの検査方法の提示やプライマー、陽性コントロールの配布が行われていない場合には、国立感染症研究所に連絡する。

また、予防計画で定めた当研究所の目標検査数を超える検査依頼があった場合の対応策についても、本庁等と協議をしておく。

- * 本庁からの情報提供の時点で、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ感染症等が疑われる場合は、速やかに国立感染症研究所に情報を共有する。

(7) 感染症対応に関する事項

a 検査に関する事項

予防計画で定めた数値目標を達成できるよう検査体制を整備し、検査を実施する。

発生の公表後、迅速に検査体制を整備し、国立感染症研究所から提供された感染症情報やプライマー、病原体検査マニュアルを基に検査を実施する。

検体搬入については、あらかじめ定めた手順により受け入れる。また、陽性となった検体など、必要に応じて国立感染症研究所に提供し、病原体の分離などの国の対策に寄与する。

(a) 所内体制

検査班、管理班のあらかじめ定めた体制で対応する。

また、必要な人員を確保のため、職員の出勤状況や感染状況について常に把握する（BCP発動の有無とも関連）。

(b) 検査試薬等

検査試薬、PPE等検査に必要な物品について、物資担当を中心に必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう対応する。

(c) 検査実施

国立感染症研究所から示される新たな検査方法のマニュアルを基に作成した検査の標準作業書及び各種手順書により、検査を実施する。

検査担当者の感染防止のため、PPE装着は定められた方法を遵守し、確実に行う。

検体により設備、機械類がウイルス等に汚染されないよう厳重に管理する。

(d) 検査結果の報告

あらかじめ定めた手順により、検査結果を本庁へ報告する。

b 情報提供

(a) ホームページへの更新

本庁が行う情報提供と整合を取りつつ、あらかじめ本庁と調整し定めた方法に基づき、関係機関、市民へホームページ掲載等で情報提供を行う。掲載する情報（国内及び管内発生状況、病原体の型別情報等）は、最新の情報に随時更新する。

(b) 関係機関への情報提供

本庁や医療機関等へ最新の情報をリアルタイムに提供する。また、検査体制の変更等があった場合、速やかに関係機関へ連絡する。

(c) サーベイランスに関する事項

病原体サーベイランスについては、医療機関から提供された検体に対し、国から示された検査を実施する。また、本庁からの情報提供の依頼等に対応し、疫学情報解析の実施、解析結果の関係機関への提供を行う。

(I) 業務継続に関する事項

BCPに沿った取組を開始する。縮小する業務について、必要に応じ本庁、関係機関と協議する。

ウ 流行初期以降

- ・ 流行初期に立ち上げた危機管理体制及び検査体制を維持しつつ、ゲノム解析体制を強化
- ・ サーベイランス機能を強化し、地域の変異株の情報収集・分析及び関係機関等への情報提供
- ・ B C Pを念頭に置き、安定した検査の継続

(7) 衛生環境研究所の運営に関する事項

対策本部会議等への参加、当研究所の健康危機管理委員会等の開催により、地域の流行状況に応じた本庁対策本部の方針に基づき対策を進める。

(4) 関係機関との連携・協議に関する事項

- ・ 関係機関と連携、情報共有を図る。
- ・ 国立感染症研究所等との緊密な連携、情報共有（ゲノム解析についての情報など）を緊密に行い、遺伝子解析検査等の情報を入手する。
- ・ 本庁、京都府保健環境研究所をはじめ、他の地方衛生研究所等と協議を行い、当研究所の体制を必要に応じて変更する。
- ・ 必要に応じて民間検査機関等に対する技術指導等を実施する。
- ・ 民間検査機関等と当研究所で行う検査の役割を分担する。
- ・ ゲノム解析について、国立感染症研究所からの実施法についての情報を得るとともに、ゲノム解析に向け準備を行う。
- ・ ゲノム解析の結果について、本庁と共有方法を確認する。

(ウ) 感染症対応に関する事項

a 検査に関する事項

検査件数の増加に伴い、本庁と協議し、民間検査機関と当研究所の役割を分担し、検査を安定して継続する。

(a) 所内体制

管理班、検査班の体制を継続しつつ、流行状況に応じて応援体制を調整する。当研究所内応援職員（検査担当、管理班各担当）の配置や勤務体制を定期的に見直し、特定職員へ負担が集中しないよう配慮するとともに、病原体のゲノム解析体制を強化する。

(b) 検査試薬等

試薬、消耗品等が枯渇しないよう物資担当を中心に必要数及び在庫数を管理し、調達先と連絡を密にする。

(c) 検査実施

当研究所で実施する検査内容（PCR検査、ゲノム解析等）を

本庁と協議して実施する。

(I) 検査結果の報告

あらかじめ定めた手順により、検査結果について本庁へ報告する。

a 情報提供

(a) ホームページ等の更新

当研究所ホームページ等を通じて最新の情報（国内及び市内発生状況、ウイルス等の病原体の型別検出情報及びゲノム解析情報等）を提供する。

(b) 関係機関への情報提供

流行情報を把握し、本庁や医療機関等へ最新の情報を迅速に提供する。特に、変異株の発生情報など対応に直結する情報は迅速に共有する。

(c) サーベイランスに関する事項

国から示されたサーベイランスについて実施し、市内で流行している変異株等を把握するため、ゲノムサーベイランス体制を強化する。

また、病原体定点等から提供された検体の平時の検査についても継続する。

(d) 調査研究

国立試験研究機関等や京都大学と連携し、調査研究を行う。

調査研究成果は適宜関係機関と共有するとともに、市民等にも適宜フィードバックする。

(オ) 業務継続に関する事項

B C Pに沿った取組を実施し、安定した検査業務を継続する。

エ 感染が収まった時期

- ・ 感染症発生動向の情報収集、解析により、感染の再拡大、変異株等の出現等早期探知に努める。
- ・ 次の流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、必要な計画の見直し等を行う。
- ・ 段階的に危機管理体制の解除を行いつつ、感染の状況によっては再構築を行う。

（「流行初期以降」の段階に戻ることも考えられるため、今後の動向について注視する。）

(7) 衛生環境研究所の運営に関する事項

必要に応じ当研究所の健康危機管理委員会を開催し、これまでの対応の評価、評価結果に基づく計画等の見直し方針の検討を行う。

(イ) 関係機関との連携・協議に関する事項

本庁等を通じ、関係機関と連携、情報共有を図り、これまでの各機関の対応の評価、関係機関との連携に係る課題等について認識を共有する。

(ウ) 感染症対応に関する事項

a 検査に関する事項

(a) 所内体制

感染状況を見ながら、感染症危機管理体制を解除し平時の検査体制に移行する。

(b) 検査試薬等

次の流行に備えた備蓄を維持する。

(c) 検査実施

国の施策、通知により検査方法や対象者への検査を継続する。
ゲノムサーベイランス（薬剤耐性株、変異株等の検出）への移行等、当研究所で実施する検査内容、検体確保方法を本庁等と協議して実施する。

(d) 検査結果の報告

あらかじめ定めた手順により、検査結果を本庁へ報告する。

b 情報提供

(a) ホームページ等の更新

ホームページ等の情報について、時期等を踏まえ随時更新する。

(b) 関係機関への情報提供

実施しているサーベイランス及び検査体制の変更等を関係者へ連絡する。

(c) サーベイランスに関する事項

病原体定点等から提供された検体の平時の検査を継続する。

(d) 調査研究

国立試験研究機関等や京都大学と連携し、調査研究を行う。
調査研究成果は、適宜関係機関と共有するとともに、市民等にも適宜フィードバックする。

(イ) 業務継続に関する事項

状況を見極めつつ、順次、業務を再開し、平時体制に移行する。

5 感染防御策、業務継続計画の策定

(1) 感染防御策について（感染症及びその予防策に関する周知・徹底）

感染症危機の発生時、特に感染症の場合は、職員が感染しないよう予防対策が重要であり、具体的な準備、対応を行う。

ア 感染症の基礎情報、最新情報

- ・ 管理班（情報担当）は、最新の感染症情報の提供を行う。
- ・ 特に緊急性の高い情報については随時優先的に提供する。

イ 所内における感染予防策

感染防御策等に関する研修や周知を適宜行うとともに、実践型訓練を実施し、平時からの準備を万全にしておく。

- ・ 感染症の基礎知識（PPEの装着、検体の取扱い、消毒方法等）及び最新情報に関する研修
- ・ 検査関係設備、機器及び物品の清掃、消毒、滅菌及び不活化等に関する研修
- ・ 感染防止対策研修（PPEの着脱、標準予防策等）
- ・ 行動自粛等に関する情報共有と当研究所内ルールの周知
- ・ ワクチンに関する情報共有

ウ 職員の健康状態の確認

感染症危機の発生時において、各部門の担当課長は、所管業務の進捗状況、業務遂行上の障害、職員の健康状態、応援要請の必要性等について十分に把握し、所長へ報告するほか、必要な対応を遅滞なく行う。

また、各部門の係長は、所管業務の進捗状況、業務遂行上の障害等について遅滞なく担当課長に報告を行う。

なお、感染症危機の発生時において、各部門の担当課長は、職員の健康状態やストレスの状況をよく観察し、業務配分や配置に反映するとともに、必要に応じ休息や休暇の取得を勧奨する。

エ ワクチンの接種に関する情報

ワクチン接種の選択は、個人の意思が尊重されることを理解したうえで、ワクチン接種が感染予防の大きな手段であることから、職員へ情報提供を行う。

また、ワクチン接種の時間確保やワクチン接種による副反応による休暇等、接種者に対する配慮を行う。

(2) 業務継続計画の作成

感染症危機発生時に必要な業務、維持・縮小・停止する業務を業務継続の観点により平時から整理しておき、感染症危機時に、予防計画で求められている検査目標を達成するため必要な検査人員体制を構築する。また、職員が感染又は罹患することによる欠勤やその家族のケア等により人員が不足する可能性も踏まえ、応援体制や業務の優先区分の設定を行うこととする。

以上のことから、当研究所の各部門において実施する全ての業務について、後述の業務優先区分の考え方に基づき、業務の優先度を設定し、感染症危機発生時における検査業務機能等の継続を図る。

ア 衛生環境研究所が受ける被害の想定

当研究所全体の平時の業務について、優先的に取り組むべき業務等を整理し、継続のために必要な体制をあらかじめ想定したうえで、BCPを作成する。

(7) 職員への影響やその他要因の予想

病原性や感染力等を事前に予測することは困難であるが、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応できる体制とする。

(4) 感染症業務に従事する職員等の想定

業務内容の整理、業務量、業務人数を推定し、感染症業務に従事する人員を決定する。

(ウ) 感染症以外業務の想定

感染症以外の業務が受ける制限について想定し、優先して縮小すべき業務を検討する。検討の際には、業務の優先順位、過重労働・メンタルヘルス対応についても考慮する。

以上を踏まえ、業務内容の整理については各部門で担当している全ての業務を列挙し、業務優先区分の考え方に沿って、影響及び継続性に関する一覧を作成し、別添のとおり整理した。

なお、当所における業務継続については、感染症危機発生時に所長が健康危機管理委員会を招集し、BCPに定める業務優先区分の考え方に基づき、同委員会において当該事案の発生状況等を踏まえ、検討する。

■業務優先区分の考え方

区分	概要
S業務 (応急業務)	新型コロナウイルス感染症のように、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が発生した緊急時において、感染拡大防止や感染予防のために新たに発生する業務
A業務 (継続業務)	<p>平時に実施している業務のうち、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が感染拡大中の緊急時において、中断や停止をすると住民生活に重大な影響を与えるため継続をしなければならない業務</p> <p><判断基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命安全確保・行政サービス・基盤機能維持
B業務 (停止可能業務)	<p>平時に実施している業務のうち、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が感染拡大中の緊急時において、段階的に停止することが可能な業務 (A業務、C業務以外の業務)</p>
C業務 (積極停止業務)	<p>平時に実施している業務のうち、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が感染拡大中の緊急時において、積極的に停止すべき業務</p> <p><判断基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大・不急

<判断基準>の詳細

項目	概要
生命安全確保	感染症流行中においても、住民や職員の生命の安全確保のため、最低限必要な業務
行政サービス	感染症流行中においても、住民の生活に最低限必要な行政サービスに係る業務
基盤機能維持	感染症流行中においても、保健所・地衛研の業務を支える基盤体制維持のため、最低限必要な業務
法令違反	停止することにより、法令違反となる業務
感染拡大	多数の人の接触がある等、業務を継続することで、感染拡大の危険性がある業務
不急	感染症流行中に一時的に停止が可能な業務

■別添：当研究所の業務一覧

【S業務（応急業務）一覧】

業務大分類	業務中分類	業務小分類
当研究所内体制	危機管理体制の構築	健康危機管理委員会の設置及び運営
試験検査	安全・特定病原体等の管理	ハザードへの対応
		職場環境の安全保持
		個人防護具の管理
		安全キャビネット等設備機器の管理
		ウイルス等の保管
		廃棄物の除染・廃棄
		特定病原体等の管理
	試薬・備品・設備の管理	試薬・器具の保管・調製
		機器設備の運用・メンテナンス
		予防保全と校正の記録・点検・評価
	検体及び検査項目等の確認	検体の採取・ラベリング
		検体等の梱包・輸送
		検体等の受領・ナンバリング・追跡
		検体等の検査適合性評価
		検査ワークフローのチェック
		供試検体の準備・保管
	試験検査の実施	目的とするウイルス検査項目の決定
		目的に沿った検査方法の選定・決定
		検査の外部化等の検討
		検査の実施（又は外部発注）
		目的に沿った検査の実施
トラブルシューティング（再検査要否、試薬・器具の交換や機器点検の要否、接種用細胞の交換等）		
検査結果の解釈・報告	（緊急）遺伝子検査結果の報告	
	結果連絡方法の確認	

		検査成績書の作成
		検査成績の保管
		感染症発生動向調査への検査結果の報告
	検査精度の管理	精度管理の実施
		精度管理の記録
	情報管理、新しい検査法	検査室における情報管理
		検査室外との情報交換管理
		新規検査法等の導入
	調査研究	疫学的分析・解釈
	調査結果の報告	調査結果の報告
情報収集・提供	情報収集	国立感染症研究所からの情報収集
		厚生労働省等政府からの情報収集
		自治体からの情報収集
		医療機関からの情報収集
		民間検査機関からの情報収集
	情報提供	住民への情報発信
		自治体への情報提供
		医療機関への情報提供
民間検査機関への情報提供		

【S業務（応急業務）以外の各部門における業務の優先区分】

担当課・部門	優先区分	業務名称
管理課	A	京都府保健環境研究所との連携推進
	B	衛生環境研究所の庶務、経理、施設管理
	B	一般廃棄物及び産業廃棄物の処理
	B	公衆衛生情報の収集・解析及び提供
	B	衛生動物（ハチ、蚊、ハエ、ダニ、ネズミなど）の鑑別・同定
	B	衛生動物の調査・研究
	B	G L P 関連業務（各部門への内部点検の実施など）
	C	職員研修の実施
	C	市民向け啓発事業（夏休み体験教室など）の実施
食品化学部門	B	中央卸売市場第一市場における監視指導
	B	食品の理化学検査（検査項目ごとに判断）
	B	家庭用品の検査
	C	医薬品医療機器等法に関する医薬品成分の検査
	C	プール水の水質検査
微生物部門	A	食中毒の検査
	B	京都市感染症情報センターに関する業務
	B	環境に関する細菌検査
	B	食品衛生に関する微生物検査
	B	生活衛生に関する微生物検査
環境部門	A	大気汚染等の常時監視、環境情報の収集・解析・提供
	A	事故発生時の水質などの検査
	B	大気中の有害物質及び悪臭物質の検査
	B	工場などの排水検査
	B	市内地下水の検査
	C	河川水質・底質の検査
	C	酸性雨モニタリング検査

イ 業務継続計画の周知・徹底

(7) 業務継続計画の周知・徹底

作成したBCPについて、当研究所内で十分に周知し、感染症危機発生の際、徹底するとともに、関係機関にも周知する。

(4) 関係機関との連絡調整

各部門が行っている業務、特に「縮小業務」及び「中断・休止業務」に分類された業務について、関係機関との連絡調整を行い、周知する。

(ウ) **検査の信頼性確保に向けた取組**

感染症危機発生時の検査については、市民の健康を保護するほか、原因物質の特定に当たり、平時以上に非常に重要な役割を担うものとなるが、正確な検査結果を得るためには、検体の採取、搬送から検査までの各プロセスにおける精度管理が非常に重要となってくる。

このため、感染症危機発生時においても、検査結果等について、管理班を中心とし、検査の精度管理を随時実施する。

6 感染症危機発生後の対応

感染症危機対応後については一連の対応を振り返り、課題の抽出、改善が必要な事項等を整理し、計画の見直しを行う。

また、平時においても定期的に実践型訓練等を実施し、その結果を基に必要なに応じて見直しを行う。